

気づいて 学んで つながろう

消費者ネットワークわかやま 四季だより 第56号

消費者相談や消費者被害に関する情報、これって消費者被害かな？という疑問などがありましたら、消費者ネットワークわかやままでお気軽にお問い合わせください。

〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号
わかやま市民生協気付
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649
HP <https://www.cnw-wakayama.jp>



発行：2026年夏 消費者ネットワークわかやま

第16回消費者ネットワークわかやま総会・記念落語会

日時 2026年4月18日(土)13:00～15:00

会場 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ3階会議室1・2・3

参加 会場(22人)・オンライン(5人) 計 27人



■総会 13:00～13:45

・ご来賓 和歌山県 環境生活部生活局 局長 橋爪 正樹 さん
和歌山市 市民環境局 市民部長 和田 珠希 さん
消費者支援機構関西 事務局 袋井 邦昭 さん

・議案 第1号議案 2025年度活動報告の件
第2号議案 2025年度決算報告の件
第3号議案 2026年度活動計画と予算(案)承認の件
第4号議案 役員選出の件

※4議案とも承認されました。

■記念落語会 14:00～

「賢い消費者になろう 笑って楽しく学ぶ！消費者トラブル対策講座」

桂 三扇さん

記念落語会では、おもしろおかしく詐欺電話対策には、天ぶら揚げてる途中なんで、こちらが話している途中で切るという手法の紹介や、格安で買った足袋をよくみるとコハゼがついていなかったなどのご自身の体験など注意点を話されました。参加者からはとても良かったという声が多数寄せられました。



2026年度役員・世話人

代表 岡 正人(弁護士)

副代表 山本 美佐子(司法書士)、川端 敏弘(司法書士・行政書士)、

会計監査 赤井 カホル(消費生活アドバイザー)

世話人 由良 登信(弁護士)、元木 幹雄(公益社団法人 和歌山県労働者福祉協議会)、

小久保 武彦(司法書士)、中井 勝也(和歌山県生活協同組合連合会)、

西田 史(わかやま市民生活協同組合)

和歌山県消費生活センター

消費者トラブル防止のためにお願いしたいこと！

県消費生活センターに、令和7年度に寄せられた相談件数は、5,766件で令和になって以降、最多となりました。



和歌山県消費生活センター
所長(県参事) 上野山 愛弓

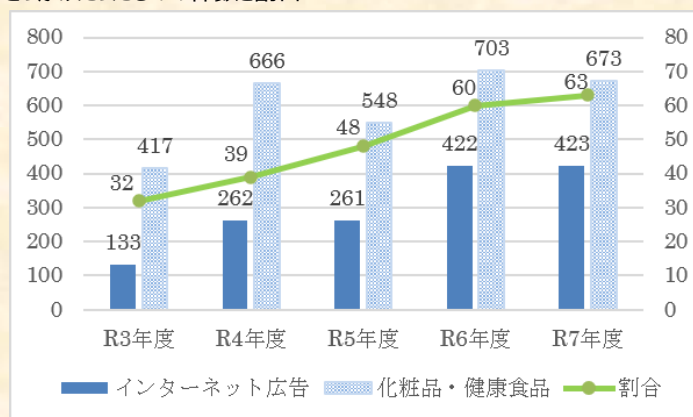
化粧品・健康食品の定期購入トラブルに注意！

寄せられた相談の内容を見ると、化粧品・健康食品の定期購入等に関するものが最も多く、合計件数としては、前年度と比べると少し減少しましたが、依然として高止まりの状態です。

具体的には、通信販売で「1回限りのお試し購入のつもりが、複数回の購入を条件とする定期購入契約だったため解約できないと言われた」というものです。

化粧品や健康食品のトラブルは、SNS上のインターネット広告がきっかけだったものが多く、件数及び割合は増加傾向にあるので、インターネット広告を見て契約をする場合は、特に注意が必要です。

化粧品・健康食品に関する苦情相談のうち、インターネット広告がきっかけだったものの件数と割合



注文確定前に最終確認画面をよく確認

インターネット通販にはクーリング・オフ制度がなく、いったん注文すると簡単に取り消すことができません。注文する前に「最終確認画面」で、「定期購入が条件になっていないか」「支払うことになる総額」「返品・解約できる場合の条件はどうなっているか」などの契約内容を最後までスクロールして必ず確認しましょう。

最終確認画面はスクリーンショットで画面を保存

消費者が誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。インターネット通販で商品を購入する場合は、「最終確認画面」に加えて、広告に表示されている文面や注文の際に事業者とやりとりしたメールなどがあれば、保存しておきましょう。

県消費生活センターからのお願い

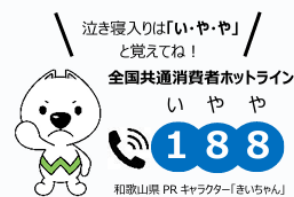
消費者が誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。インターネット通販で商品を購入する場合は、「最終確認画面」に加えて、広告に表示されている文面や注文の際に事業者とやりとりしたメールなどがあれば、保存しておきましょう。

相談窓口

消費生活センター等では、消費生活に関する様々な相談や苦情を受け付け、解決のお手伝いをしています。

買物や契約などのお困りごとや心配なことは消費者ホットラインへご相談ください。

※県や市町村等お住いの地域の消費生活相談窓口をご案内します。



☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

株式会社ノコトが展開する「仕出し割烹『しげよし』」に係る、商品代金未返金等のトラブルについて

株式会社ノコト（以下、同社と言います。）が全国展開する「仕出し割烹『しげよし』」について、「事業者都合で注文をキャンセルされたが、支払い済みの代金が返金されない」等、注文した消費者への返金に関する苦情が全国の消費生活センター、当団体にも多く寄せられており、既に報道もされています。

KC'sから株式会社ノコトへのお問合せを送付したが回答なし

同社は昨年7月、同社ウェブサイト上のブログにおいて、「クレジットカード決済の場合、処理後1～3営業日以内にキャンセルが反映」等の運用改善を実施している旨、公表しましたが、当団体では、現在もなお上記同様の被害申告が寄せられているとの情報を得ています。

これら苦情を受けて当団体は、2026年2月26日付けで同社に対し以下の内容を問う「お問合せ」を送付しました。

- ・同社とフランチャイズ契約を締結している提携店舗について、提携契約の様態等。
- ・消費者からの注文、代金支払いについて、同社と提携店舗間の契約形態および内容等。
- ・消費者からの苦情について、発生時期、件数、金額等。またすでに対応・返金された件数、金額等。
- ・消費者からの苦情への対応に時間を要している理由等。
- ・今後の消費者に対する返金体制、返金時期、返金方法等。

しかし同社からは、回答期限日を超えてなお、回答及び回答遅延の連絡がありません。



KC'sでは「注意喚起」を公開

上記経過を踏まえ当団体は、消費者の皆様に対し、同社での商品代金決済にあたり十分に注意を払うよう、【注意喚起】を公開することとしました。

引き続き当団体は、同社の動向を注視してまいります。

KC'sの注意喚起は
こちらの二次元コードから



◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため、消費者に代わって、事業者に対して改善を求め、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体27団体(その内、特定適格消費者団体4団体)が活動しています。

【消費者ネットワークわかやま 今後のとりくみ】

消費者ネットワークわかやま 公開学習会 in 紀の川市

あの手この手でだまされないで—こんな手口に注意！寸劇で楽しく学ぼう—

参加無料

毎日、詐欺の電話やメール、ネット広告などにさらされている現在、公開学習会では、悪質商法の見分け方や注意すること、スマホなどに送られてくる詐欺メールの現状について寸劇でわかりやすく紹介します。

寸劇：劇団でんでん(消費者サポートネット和歌山)

解説：岡正人弁護士

日時：2026年9月13日(土) 13:30～15:00

場所：打田生涯学習センター



～消費者ネットワークわかやまに加入しましょう～

新規会員募集中！

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない地域社会づくりに向けて、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んでいます。会員にご加入頂いた方には、会報（四季だより）、ホットな消費者見守りニュース（消費者被害防止の啓発チラシ）をお届けしています。私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。ご賛同いただき、新規会員の手続きを是非宜しくお願い致します。また既に会員に加入されている方は職場や友人の方にお声かけ下さい。

消費者ネットワークわかやま加入申込書(新規・継続)

申込日： 年 月 日

団体名または個人名

様

☎：

メール

@

年会費 円 (個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします)

金融機関・支店名： ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座 口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 岡 正人

※銀行から上記口座にお振込の場合 店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 0195026

お問い合わせ

消費者ネットワークわかやま 事務局

TEL：073-474-1124

<https://www.cnw-wakayama.jp>

困ったときには消費者ホットライン「188」

